

## (案)

## あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（概要）

## 1 改正の趣旨

令和5年3月の地方税法施行令の改正に伴い、関係規定を改正するものです。

## 2 改正の内容

## ○第2条（課税額）

国民健康保険税のうち、後期支援分の保険税課税限度額を引き上げるものです。

区 分		保険税課税限度額		引上げ額
		現 行	改 正 後	
国民健康 保険税	医療分	65万円	65万円	改正なし
	後期支援分	20万円	<b>22万円</b>	2万円
	介護分	17万円	17万円	改正なし
合 計		102万円	<b>104万円</b>	2万円

## ○第23条（国民健康保険税の減額）

5割軽減、2割軽減の対象者を拡大するため、軽減対象となる所得基準額を引き上げるものです。

軽減区分	軽減対象となる所得基準額	
7割軽減	改正なし	
5割軽減	現 行	$43万円（基礎控除額） + 28.5万円 \times 被保険者等の数 + 10万円 \times （給与所得者等の数 - 1）$
	改正後	$43万円（基礎控除額） + \mathbf{29万円} \times 被保険者等の数 + 10万円 \times （給与所得者等の数 - 1）$
2割軽減	現 行	$43万円（基礎控除額） + 52万円 \times 被保険者等の数 + 10万円 \times （給与所得者等の数 - 1）$
	改正後	$43万円（基礎控除額） + \mathbf{53.5万円} \times 被保険者等の数 + 10万円 \times （給与所得者等の数 - 1）$

**○その他**

引用条項等を整理するものです。

**3 施行期日等**

公布の日から施行し、令和 5 年度分の国民健康保険税から適用します。